

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（財務局、健康福祉局、中央病院）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和3年12月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知日
財 務 局	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月24日
健 康 福 祉 局	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月19日
中 央 病 院	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月15日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西宮市監査委員	石原俊彦様
同	佐竹令次様
同	板戸史朗様
同	大川原成彦様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 措置を講じた部局 | 財務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（財務局） |
| 3 監査結果提出日 | 令和3年6月11日報告監第4号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和3年6月11日付報告監第4号)

(指摘事項)

監査報告書 P2

2 支 出 事 務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 契約に関して適正さを欠くもの

- ア 見積書を徴取していない物品購入等で、見積書不要の根拠が不明確なもの
- イ 委託契約の見積合せで見積書の日付が空欄になっているものや有効期限が切れているもの
- ウ 契約書に別添の単価明細書が綴られていないもの

(講じた措置)

見積書不要の根拠については、契約規則に基づき適切な理由に訂正いたしました。今後につきましても物品購入の内容を踏まえ、適正な事務処理に努めてまいります。

見積書の日付が空欄になっているものや有効期限が切れているものについては、起案時に書類確認を徹底するよう課内職員に周知し、適正な処理を行うように改善を図りました。

単価明細書を要する契約については、単価明細書の作成はもちろんのこと、契約書と合わせて綴り込むよう、適正な管理を徹底してまいります。

(指摘事項)

監査報告書 P2

2 支 出 事 務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(2) 検収に関して適正さを欠くもの

- ア 納品書に受領印がもれているもの
- イ 年度末にされるべき検収確認印が前もって押印されているもの

(講じた措置)

納品書に受領印がもれているものについては、再度全ての書類を確認し、押印をいたしました。今後につきましても適正な事務処理に努めてまいります。

検収確認印が前もって押印されているものについては、検収の重要性を担当者内で再確認しました。今後につきましても適正な事務処理に努めてまいります。

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(3) 支払いに関して適正さを欠くもの

ア 年度一括前払いの根拠の記載のないもの

(講じた措置)

年度一括前払いの根拠の記載のないものについては、契約締結伺書等の備考欄に根拠（地方自治法施行令第163条第1項5）を記載し、改善を図りました。

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、備品の廃棄手続きもれや移管済みのものでシステム処理が遅れている事案が発見された。

(講じた措置)

備品の廃棄手続きもれについては、備品管理システムと現物の確認を行うことで、台帳管理を適正に行うように改善を図りました。

また、移管済みのものでシステム処理が遅れている事案については、移管処理を実施し、適正な備品管理に努めるよう改善を図りました。

4 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、会計年度任用職員の時間外勤務で割増区分の適用に誤りがある事案が発見された。

(講じた措置)

服務事務については、会計年度任用職員の時間外勤務割増区分の適用誤りがあり、区分について訂正を行いました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。

5 委託業務等

(1) 委託業務

監査の対象とした委託業務から 11 件を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

ア コールセンター電話催告等業務の入室許可及び情報セキュリティ誓約書の管理者欄に、業務責任者（情報保護責任者）ではなく、従業員が記載されているもの

イ 仕様書の文言で「契約不適合責任」と記載すべきところ、民法改正前の「瑕疵担保」と記載しているもの

ウ 家屋評価システムプログラム改造業務の特記仕様書で、「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書 (Ver. 4.6)」(2年4月8日 情報企画課長通知) で求められる、特定個人情報の取扱いについて同仕様書の記載に十分注意する必要がある旨の記載がないもの

(講じた措置)

コールセンター電話催告等業務の入室許可及び情報セキュリティ誓約書の管理者欄に、業務責任者（情報保護責任者）ではなく、従業員が記載されているものについては、令和2年度分の誓約書においては、誤って副管理者である従業員が記載されているものがありました。令和3年度分の誓約書においては、業務責任者（情報保護責任者）を管理者欄に記載する旨を委託業者へ指導し、適切に記載・提出するよう改善を図りました。

仕様書に記載されていた「瑕疵担保」にかかる文言については、民法改正後の内容を記載した業務委託契約書第12条と同内容の文言と統一し、改善を図りました。

家屋評価システムプログラム改造業務の特記仕様書で、「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書 (Ver. 4.6)」(2年4月8日 情報企画課長通知) で求められる、特定個人情報の取扱いについて同仕様書の記載に十分注意する必要がある旨の記載がないものについては、同仕様書の該当箇所の修正及び差替えを行いました。

5 委託業務等

(3) 請負工事

監査の対象とした請負工事から3件を抽出して調査したところ、西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業において、コンクリート打設後の散水その他の養生の状況について確認できる写真がなかった。同事業に伴う工事監理等委託業務の業務計画書で定めた、国土交通省営繕工事写真撮影要領の撮影対象表を改めて確認し、適正な施工管理に努められたい。

(講じた措置)

ご指摘のありました件については、工事着手前に国土交通省営繕工事写真撮影要領の撮影対象表に記載されている撮影対象と撮影時期を施工者と共有し適正な施工管理に努めてまいります。

1 財務事務の内部統制における役割

現在、総務局担当理事を中心に内部統制制度を構築中であるが、財務局には、財務、契約事務をはじめとして、財務事務の制度主管課として位置付けられる所管が多く所属している。

内部統制は制度の運用も重要であるが、その基準となる手続きやマニュアルの整備も不可欠である。その一環として、3年度からは、財政課合議を必要とする支出負担行為の対象金額の見直しを行い、財務事務の適正化を進めている。今後も、内部統制制度の構築に合わせ、財務事務を統括する局としての役割を果たせるよう努められたい。

(講じた措置)

財政課所管事務につきましては、今後も定期的にマニュアルの更新や見直しを行ってまいります。

契約管理課所管事務においても、制度運用の基準となる手続きやマニュアルの整備の重要性を認識しており、現在も改善に向けた提案を行っているところです。

今後も、財務事務の適正化のため、その役割を果たせるよう努めてまいります。

(監査委員の意見)

1 入札制度の改善

元年12月より建設工事の入札、2年10月より業務委託の入札において、変動型最低制限価格制度の試行実施に取り組んでいるところである。これは本市における公共工事に係る入札情報の漏えいを契機とし、その再発防止策として試行実施されているものである。

各業者の入札価格の平均額から最低制限価格を算定する変動型最低制限価格制度の実施は、最低制限価格の漏えい防止策としては総合的に斟酌して合理的な方法と考えられる。しかしながら、本市におけるこの試行実施では、建設工事においては予定価格5千万円以上の案件等に限られ、業務委託においては土木関係コンサルタント業務等が対象から除かれている。今後、試行実施で合理性・有用性を早急に確認するとともに、適用範囲の拡大等、より徹底した運用が期待される。

(講じた措置)

変動型最低制限価格制度については、現在の試行実施において明らかとなった課題を精査し、必要な見直しを行っているところです。

今後も、当該制度の影響を注視しつつ、適用範囲の拡大に向けて取り組んでまいります。

2 公共施設マネジメント

(1) 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月に「西宮市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設総量について、平成 21 年度比で、令和 14 年度までに 10%縮減、44 年度までに 20%縮減の目標を掲げているが、既に中間目標の 10%縮減の達成は厳しい状況となっている。したがって、今後、最終目標である 20%縮減のための方策を検討しているとしている。

最終目標年までには、あと 40 年以上の期間があるとはいえ、元来、最初の 15 年間で目標の半分を達成し、その後の 30 年間で残りの半分を達成する計画であったことを考えると、現時点までの進捗の遅れの影響は大きいと思われる。したがって、早急に目標達成のための方策の検討を進められたい。

(講じた措置)

施設総量の縮減については、現在、策定中の「建築系公共施設個別施設計画」において、令和 14 年度までの中期目標の実情に即した見直しとあわせ、令和 44 年度までの長期目標の達成に向けての考え方について検討を進めております。

2 公共施設マネジメント

(2) 公共施設保全積立基金

平成 26 年に公共施設の計画的な修繕・改修のための財源確保と事業費の年度間の平準化を図るため「西宮市公共施設保全積立基金」を設置している。平成 30 年度までは、積立のみを行っていたが、元年度からは取崩しが始まっている。この基金の制度を継続したとしても、現在のコロナ禍の中で、一般財源の確保が厳しくなることも十分に考えられることから、財源と事業のバランスを図りつつ、適切な公共施設の保全を進められたい。

(講じた措置)

公共施設保全積立基金については、今後も一定額の取崩しを行ってまいります。基金残高を一定額確保できるよう毎年の予算編成時に事業費の総額もふまえながら取崩し額を検討したいと考えております。